

「保育要領」における「リズム」概念についての一考察

A study on the concept of Rhythms of “Nursing Guidelines”.

迫 共

1. はじめに

「保育要領」は昭和23（1948）年に国が定めた初めての幼児教育の指導書である。本研究は「保育要領」の成立過程を追い、その中に書かれた「幼児の楽しい保育内容」のひとつ「リズム」の概念について検討するものである。

「保育要領」についての検討は保育行政史の分野で進められてきた。占領下のわが国において、連合軍最高司令部（GHQ）の指揮のもとで、初等教育以前の教育機関としての位置づけを得た幼稚園と、保育所、家庭における保育のための指針として、「保育要領」が形成された過程は様々な史料をもとに明らかにされている。

また「リズム」についてはこれまで、音楽分野や身体表現分野の研究者によって研究が行われてきた。「保育要領」に「リズム」の概念が盛り込まれた理由として「遊戯」の刷新という意図があったが、その意図は保育現場において十分に浸透しなかった。「リズム」概念は、やがて「幼稚園教育要領」の制定にあわせて「音楽リズム」という領域にまとめられた。「音楽リズム」は、音楽が主体であり、そこに身体表現が組み合わされた保育内容として、実践が進められていった。

本研究では保育行政史、音楽や身体表現の保育分野での歴史研究を参考にしながら、「保育要領」に登場する「リズム」の概念について検討を行う。

「保育要領」に先立つ「幼稚園令」における保育内容、特に「遊戯」について概観し、「保育要領」の制定と概要、「保育要領」における保育内容「リズム」についての内容を確認した上で、「保育要領」そのものへの当時の教育学界・保育学界での批判と、保育現場での「リズム」の受け止めについて検証する。

2. 先行研究

「保育要領」をめぐっては、その編纂作業に関わった当事者たちの資料や回顧的な文章が存在する。それらをもとにした「保育要領」の成立過程の研究としては、日本保育学会による『日本幼児保育史』¹⁾ や岡田正章らによる『戦後保育史』²⁾ が代表的である。また教育行政史の観点³⁾ や、保育政策史の観点⁴⁾ によるもの、当事者の回顧に対して連合軍最高司令部（GHQ）の民間情報教育局（CI&E）のカンファレンスレポートを使った検証の試み⁵⁾ も主要な先行研究である。

一方、「リズム」の概念については音楽分野⁶⁾、身体表現分野⁷⁾ の研究者によって、

それぞれの専門分野の中での「リズム」の成立までの経緯や保育内容としての歴史的展開について検証と検討がなされている。

3. 「保育要領」の制定以前

大正15（1926）年、わが国初の幼児教育に関する単独法令である「幼稚園令」⁸⁾が制定された。「幼稚園令」と同日に規定された「幼稚園令施行規則」⁹⁾によって、保育内容として「遊戯」「唱歌」「談話」「手技等」が位置づけられた。

「遊戯」は「自由遊戯」と「律動遊戯」に分けられており、前者は今日の自由遊び、後者が音楽活動を含むものであった。

なお、「律動遊戯」の代表的な創案者は、大正から昭和初期に多くの遊戯作品を生み出した土川五郎である。土川は、それまでの遊戯が行進の訓練もしくは唱歌の補助といった位置づけであったのに対して、体育と「感情教育」を遊戯の目的とした。土川のいう「感情教育」とは、「体育、すなわち、表層に現れる運動だけではなく、感情や身体感覚、想像力、イメージという、身体の内側にあるものの効果に目を向けた」ものであった¹⁰⁾。

土川は、歌詞のないリズムカルな曲に合わせた身体運動である「律動遊戯」、歌曲に動作を振付けた「表情遊戯」を創作した。彼の作品にはわが国の文化に即した表題が選ばれ、そのイメージをふくらませる動きが配置されたものばかりでなく、欧米のフォークダンスに影響を受け、粗大運動が多く取り入れられたものも含まれていた。

「幼稚園令」と同日に出された文部省訓令「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」には「(前略) 保育項目ハ遊戯、唱歌、談話、手技ノ外観察ヲ加ヘテ自然及人事ニ属スル観察ヲナサシムルコトトシ尚従来ノ如ク項目ニ限定セス当事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ経験ニ応シテ適宜工夫セシムルノ余地ヲ存シタリ」とある¹¹⁾。

ここから、「幼稚園令施行規則」においては音楽と身体表現などが、「遊戯」という保育内容に含みこまれたこと、その詳細については保育現場での自由裁量が認められたものであったことが分かる。とはいえ、保育現場では現場で自由に検討できるだけの情報は乏しく、参考書や講習会で習った内容を再現するだけに終始したようである。

土川も、遊戯の指導について「決して大人の押しつけにはならないように、すなわち、遊戯はきちんと正しくやらなければならない、ということではなくて、子どもの身体相当の気持ちを表せばよいので、自由に与えて欲しい」としている¹²⁾。しかしながら、この記述はむしろ、保育現場では遊戯について、「きちんと正しく」指導するべきものと受け取られていたことを示すと考えられる。

わが国はその後、軍事化の道を辿り、満州事変と日中戦争を経て昭和16（1941）年に第二次世界大戦に参戦する。戦時下の学校では軍国主義教育が行われた。幼稚園で

も戦争を題材とした遊戯や唱歌が使われたが、他の教育機関に比較すれば軍国主義の影響は穏やかであったとされている¹³⁾。

4. 「保育要領」の概要

(1) 「保育要領」制定の概略

第二次世界大戦終結後の昭和22(1947)年、GHQの指導の下に学校教育法が公布された。幼稚園は「初等教育以前の幼児教育を担う機関」として、同法第1条に規定される学校教育体系の最初の段階に位置づけられた。また同法第79条は「幼稚園の保育内容に関する事項は(略)監督庁が、これを定める」と規定し、同附則106条は「この権限を有する監督庁は、当分の間、これを文部大臣とする」と規定した¹⁴⁾。

これを受けて文部省は、「幼児教育内容調査委員会」を設置した。委員は、倉橋惣三(東京女子高等師範学校教授)、坂元彦太郎(文部省青少年教育課長)、清水安磨(東京都視学官)、中谷千蔵(文部事務官)、副島ハマ(厚生省公衆保険局栄養課)、多田鉄雄(池袋幼稚園長)、斎藤文雄(恩寵財団母子愛育会研究所長)、時下米太郎(東京第一師範学校付属幼稚園主事)、山下俊郎(恩寵財団母子愛育会教養部長、心理学者)、鎌田志ん(東京都竹町幼稚園長)、三木安正(教育研究所、文部教官)、及川ふみ(東京女子高等師範学校附属幼稚園、文部教官)、内山憲尚(聖美幼稚園長、童話作家)、井出達郎(埼玉師範学校附属幼稚園主事)、功刀よし子(東洋英和専門学校幼稚園科長、ヘファナンの通訳)、吉見静江(興望館託児所、社会事業家)の16名であり、幹事としてともに文部省学校教育局青少年教育課、文部事務官の笠原謙二郎、玉越三朗が任命された¹⁵⁾。米国カリフォルニア州の初等教育局長を経て、CI&E顧問となったヘレン・ヘファナン(Helen Heffernan)の指導を受けながら作業が行われ、昭和23(1948)年3月に「保育要領—幼児教育の手びき—」が文部省より刊行された。

「保育要領」は、幼稚園だけでなく保育所や家庭での保育の手引き書ともなることを目的として作成され、幼児の発達に即した総合的な保育に求められる内容が示された。表題には前年に刊行された小学校学習指導要領と同様に「試案」と付され、強制力を廃した「手引き」であることが示されていた。

(2) 「保育要領」の保育内容

「保育要領」の「まえがき」には、教育の目的や目標を達成しようとする際、「その出発点になるのは子供の興味や要求であり、その通路となるのは子供の現実の生活である」とあり、児童中心主義、経験主義に基づくものであることが推察される。

「保育要領」では、保育内容を第6章「幼児の保育内容—楽しい幼児の経験—」において、12項目にまとめている。「見学」「リズム」「休息」「自由遊び」「音楽」「お話」「絵画」「製作」「自然観察」「ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」「健康保育」「年中行事」の順に示されており、幼稚園令施行規則からは広がりが見られる。保育内容の重点は、特に「自

由遊び」に置かれていた。

「幼稚園における幼児の生活は自由な遊びを主とするから、一日を特定の作業や活動の時間に細かく分けて、日課を決めることは望ましくない。一日を自由に過ごして、思うままに楽しく活動できることが望ましい。(略) 幼稚園の毎日の日課はわくの中にはめるべきでなく、幼児の生活に応じて日課を作るようにすべきである」¹⁶⁾。「幼児を一室に集め、一律に同じことをさせるより、なるべくおのおのの幼児の興味や能力に応じて、自らの選択に任せて自由に遊ぶようにしたいものである。興味のないことがらを教師が強制することは好ましくない」。

ここだけを見ると、「保育要領」は、幼児の自主性ばかりを尊重して保育者は何もしない自由放任を容認するかのようだが、そうではない。たとえば「ごっこ遊び」の項目では次のように述べられている。「ごっこ遊びはできるだけ幼児の自発活動を尊重して干渉しない方がよいが、全く放任して悪質の模倣をするようなことがあってはいけないから、正しい誘導を忘れてはならない」。

「幼児の一日の生活」においては、次のようにも述べられている。教師は「幼児ひとりびとりに注意を向けて、必要な示唆を与え、個々に適切な指導をし、身体的にも、知的、感情的にも、社会的にも、適当な発達をはからなければならない」。なお、「保育要領」での教師は保育者を意味する。

つまり、保育者がたてた計画どおりに一斉保育を行うのではなく、一人ひとりの幼児の個性や発達を考えて保育をしていくことが求められたのである。

(3) 「保育要領」における保育者の役割

「保育要領」における保育者の役割はどのようなものか。「子供は自分を動かすことによって、自分で活動することによって成長するものであることを考えれば、子供たちの動きを引き出す原動力になる興味こそ、子供を成長させる最もたいせつな要素である。子供の遊びも活動も、すべてこのような子供の心から出る自然の興味から生れ出るものであるから、それにしたがって、子供自身の発意を尊重し、子供とともに、遊びの計画をたてるようにしたいものである。しかし、一方から考えると、子供の興味はその向くところが非常に限られている。そのままにしておくと非常にかたよった心の子供ができてしまう。このことを避け、いろいろなものに興味を持つことのできるような、調和のとれた子供を作るためには、子供がいろいろなものに対する興味を持ち、またその興味をひきおこすことができるように、子供の環境を豊かにととのえることが望ましい」。

ここでは幼児の興味を成長の「最もたいせつな要素」として、その価値を認めながらも、幼児の興味だけにまかせることの問題が指摘されている。また保育者自身が「興味をひきおこすことができる」ような環境を整えていく必要性が強調されている。

このように「保育要領」は、普遍的な保育の方法や技術を提示するのではなく、一

人ひとりの幼児の自由で自発的な活動を尊重し、それぞれの幼児の個性や成長に即した方法や技術を保育者が探究するよう求めている。

5. 新概念「リズム」の理念

「保育要領」において「リズム」は、12項目の保育内容のひとつである。12項目は記載順に、「見学」「リズム」「休息」「自由遊び」「音楽」「お話」「絵画」「製作」「自然観察」「ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」「健康保育」「年中行事」であり、「リズム」は「音楽」とは別の項目であったことに注意が必要である¹⁷⁾。

この「リズム」とは、音楽の三要素とされる「リズム・メロディ・ハーモニー」の「リズム」ではない。同書には、「音楽に合せての舞踊や遊戯、即ち音楽の語る所に従って走ったり、歩いたり、跳ねたり、大きく足踏みしたりすること」とある。これは当時の文部省青少年教育課長、坂元彦太郎がヘファナンに依頼して作成された英文を翻訳したものである。

坂元は戦前の「律動遊戯」の実践が、形式化、教条化して保育現場に広がった状況を懸念し、昭和初期までの「遊戯」に変わるものとしての「リズム」を構想した。坂元は後に、保育内容に「新しい名前をつけることによって」「中身を一新しようとした」¹⁸⁾と述べている。それは、「(前略)特に幼児にとっていちばん大切な活動であり、人間の奥底に触れる生命の躍動でもあるところの心も一体になったからだの律動的な動きは、わが国の保育界では形の上では重要視されすぎるほどであったが、実質から言えば、たましいのない、外からのわくにはまった『おゆうぎ』であり、『おどり』のまねでしかなかった」からであり、「この分野に新風をみちびき入れたいと願った」¹⁹⁾からであった。

なお、わが国には「保育要領」刊行以前にリトミックが紹介されていた。例えば小林宗作は昭和7(1932)に「総合リズム教育」という概念を提示している²⁰⁾。坂元はリトミックの存在を認めてはいるが、「遊戯」の刷新についてリトミックを参考にするような積極的な言及をしていない²¹⁾。坂元が小林の実践やリトミックについてどのような考えを持っていたのか、今後の研究が求められる。

坂元は英語の「リズムズは抽象名詞ではなくなって、リズム的なさまざまな遊びをひっくるめていう普通名詞になっている」ことから「遊戯」にかえて「リズム」という語を導入したとも述べている²²⁾。

つまり「リズム」は、「律動遊戯」や「表情遊戯」が担っていた音楽活動と身体表現活動の総合的内容を、新しい概念のもとに提示することを目的として、「保育要領」に組み入れられたものなのであった。

6. 「保育要領」における「リズム」 - (1) 「リズム遊び」

「保育要領」のリズムの項目は、「唱歌遊び」と「リズム遊び」に分かれている。「リ

ズム遊び」の項目全文を以下に引用する。

「リズム遊び。子供は常に生活の中から強い印象を受けたものを、音楽に合わせて表現して遊びたがるものである。遠足・見学等で見たこと、きいたこと等直接経験したこと、春秋の農夫の働き、郊外の動物のリズム的活動、汽車・電車・自動車等の子供の興味深いもの、川の流れ、空とぶ鳥、花にたわむれる蝶、昆虫等の生活を見たり、知ったり、また落葉・雪・雨等の自然現象等すべてリズム運動をしているものに接すると、そのまゝリズム運動をして遊ぶのである。幼児が種々の経験をしたあと適当な音楽を伴奏してやるとリズム遊びはもっと面白く、楽しくなる。子供の心にある映像がリズム的に表現されることにより、感情は強く新鮮に豊かになってくるのである。自発的にされるリズム遊びは身体に適当な運動をさせるので、幼児の保健上からも大切である。幼児は過去の経験を生き生きと生活に表わすのみならず、現在の周囲のおもちゃ・楽器・設備品・絵本・あるいは友だちなどからも、強い影響を受けて、それをリズムに乗せて表現し、創作的に、想像的に、子供の世界を見いだすのである。

リズム遊びには自発的にリズム遊びをするようになるためには、快くたのしい自然のふんい気がたいせつである。自発活動は尊重されなければならない。そのためには、広い場所、自由なふんい気、時、しげきとなる材料を与え、よく物を観察させることも必要である。

リズム遊びに用いる音楽は、音楽的な立場から、最も美しく簡単なものであること、自分で音楽を解釈して、リズムに合わせてからだを動かし、子供らしい振り付けが出来るものであること。興味は短く、音楽的気分はつたないものであるから、リズム劇などは子供中心に考え、教師の考えによって教えこむことは避けた方がよい。よろこんで楽しく遊ぶということがたいせつである」。

ここにあるように幼児の「リズム遊び」のもとになるものは、人間の動作や自然現象、動植物の生み出すリズムだけでなく、機械の動き、おもちゃや絵本、設備品など身のまわりのありとあらゆるものである。また外界のものだけでなく、過去の経験やイメージネーション、雰囲気や気分など心理・生理的な反応を含む内的プロセスなども「リズム遊び」のもととされており、広範囲にわたる刺激が「リズム遊び」の要因と考えられていたことが分かる。

また「子供の心にある映像がリズム的に表現される」「よく物を観察させる」など、一見音楽や身体表現活動というには違和感のあることも記載されている。

それまで自由遊戯以外の「遊戯」は、保育者中心で教え込むものであった。坂元は「リズム」概念の導入によって、「遊戯」に自由で自発的な幼児主体の活動を取り入れたいと考えたのであろう。

保育実践は幼児の自由な遊びのままに任せればすべてがうまくいく訳ではない。これは4節でみたように「保育要領」のもつ子ども観の中ですでに前提とされているはず

であったが、「リズム」における「リズム遊び」の記載においても、「教師の考えによって教えこむことは避けた方がよい」とあるように、自由主義に傾いた性質がみられる。

ただし、「リズム遊び」において、保育者は具体的にどのような指導を行えばよいのか、この項目を読むだけでは分からないのである。

7. 「保育要領」における「リズム」 - (2) 「唱歌遊び」ならびに「音楽」

なお、「リズム」のもうひとつの項目、「唱歌遊び」は次のようにはじまる。

「歌に合わせて遊びたいという自然の要求からくるものである。歌いながらスキップしたり、踊ったり、拍子に合わせて手をたたいたりして遊びながら、だんだん組織ある遊びをするように訓練されるのである。おとなの考えで振り付けた遊戯をその形のままに教えこむより、できる限り子供の自由な表現を重んじ、子供に歌詞・歌曲を理解させて、自分たちの考えによって振り付けを創作させたら、もっとおもしろいものをつくり出すことができるであろう」。

こちらも幼児中心の記載であるが、「リズム遊び」よりは従来の「遊戯」との繋がりが見え、具体的な活動内容のイメージもできるものであった。

また12項目の保育内容における、「音楽」の項目には、以下のような内容が記されている。まず「音楽」の目的として、「幼児に音楽の喜びを味わわせ、心から楽しく歌うようにすること、それによって音楽の美しさをわからせること」、「音楽美に対する理解や表現力の芽ばえを養い、生活に潤いを持たせること」とある。また、「歌」「器楽」「鑑賞」の三項目に保育者の関与が求められている。

「歌」には「旋律の美しく明かるく単純なもの。音域のあまり広くないもの」、「調子は長調とし、拍子は単純な二拍子か四拍子を主としこれに三拍子のものも加える」、「曲の長さは短いほどよく、八小節から十六小節どまりとする」、「音程の飛躍したものはいけない。発声は無理のない自然なものとする」等、具体的な指示がある。

「器楽」の項目では、太鼓、シンバル、笛など簡単な楽器による幼児の楽隊を指導するために「まず幼児たちに曲目を選ばせ、最初は曲を十分よく聞かせる」。続いて「リズムや休止の練習をする」。そのあと、「曲の部分部分の感じを楽器の特質によって生かすにはどうするかを、幼児に考えさせる。のちに幼児を指揮者として、幼児に自由な楽器を選択させて演奏させる。一、二回こうした指導をし、その後は幼児たちで自由に指揮者を選ばせ、自由に演奏ができるようにする。特に思わしくない場合は、幼児たちに考えさせ、適宜に訂正させ、決して教師の命令によって演奏させてはならない」としている。

楽器演奏の指導は内容として容易でないことが含まれているが、幼児が楽しんで楽器演奏できるように導くことが主眼に置かれている。

「鑑賞」については、望ましいレコードが、曲目と製作会社のリストとして掲載され

ている。

このように、12項目の「リズム」における「唱歌遊び」や「音楽」の項目には技術的で明確な指導内容が書かれているが、それに対して、「リズム」における「リズム遊び」は即興的で自由な活動に重きを置いており、これらを連続的に捉えることは難しい。現場の保育者にとって音楽と身体表現活動は密接なものであるため、「リズム」を全体としてどう扱うか、現場の保育者を悩ませるものとなった。

坂元自身、「リズム」の記載が、「在来の教育のあり方に比べて、その説くところがあまりにもかけ離れて」いたと認めている。そして、そのためにとまどう人、無視する人、いろいろな試みをする人などが出て、様々な受け止め方をされたとも述べている²³⁾。「リズム」という新概念は保育現場において十分に理解されなかったようである。

8. 「保育要領」に対する教育、保育学者の批判

「保育要領」は当時の教育界、保育界においてどのように受け止められたのか。当時、わが国のコア・カリキュラム運動に指導的役割を果たしていた梅根悟は、次のように述べている。「文部省の『保育要領』には「幼児の保育内容」という見出しのもとに12項目の保育内容が示されている。これはいわば国定保育カリキュラムのスコープであり、いわば幼稚園の「教科」である(略)この保育内容のリストを見てわれわれが感ずることは、まず全く無系統無秩序にいろいろのことが羅列してあるということである。見学、リズム遊び、休息、自由遊び、それから音楽、お話というようにならべてあるならばそのものに体系も構造もない。でたらめな羅列主義が感じられる。したがってまた項目相互の間にも重複や食いちがいがあのように思われる。カテゴリーのちがうものをならべたり、同じ内容をあちらにもこちらにも出したりといった混乱が見られる」²⁴⁾。

梅根は、「この新保育項目の混乱を整理して筋の通ったものにする」ためとして、12項目を小学校のカリキュラムと関連づけて次のように置きかえている²⁵⁾。

- | | | | |
|--------------|----------------------|-----------|-------------------|
| (1) 見学 (の半分) | →社会科 (ごっこ遊び
…を含む) | (5) 音楽 | →音楽 |
| (6) お話 | →国語 | (2) リズム | →体育 |
| (9) 自然観察 | →理科 | (12) 年中行事 | →課外活動 |
| (7) 絵画 | →図画 | (3) 休息 | →管理と指導
(ガイダンス) |
| (8) 製作 | →手工 | (4) 自由あそび | |
| | | (11) 健康教育 | |

この梅根の批判に対して、保育要領の編纂委員の一人でもあった山下俊郎は、保育内容の解釈は教科的な枠から行うべきではなく、「どこまでも幼児に与える経験という広い意味に解すべきである」と反論している²⁶⁾。

「保育要領」への批判は、保育関係者の中からも出されている。保育形態論で知られ

る幼児教育学者の小川正通は「保育要領」の刊行翌年（昭和23（1948）年）に「保育要領」の「根本思想中の或るものに対し、保育理論としても亦保育実践の反省としても、相当疑問を懐かざるを得ない」²⁷⁾と述べている。

「幼児も幼児なりに今の社会の一員であり、将来は今日より立派な民主的社會を構成すべき任務を持つ一員なのであるから（略）『社会の子』と考えねばならない。子供を子供として考えることと社会の子と考えることが、両立し矛盾しない幼児観こそ、正しい子供の見方と思う」²⁸⁾として、「保育要領」の理想主義的な児童中心の保育観を「やや古い考え方」と指摘する。

小川は「正しい意味での一律保育或は設定保育は、クラスを解体した自由な保育或はグループ保育と共に幼稚園において、やはり必要である」と述べた上で、「保育要領」の「どの子供もみんないつせいに同じことをするというの望ましいことではない」という文章について、「いつせいに」の前に「いつも」という文字を挿入する方が「正しいと考えている」とする²⁹⁾。

また、小川は「人間の性格の基本的な型が大体決まるのは5、6歳」であるとした上で、幼稚園教育では、「幼児の反集团的性情を是正し、楽しく仲よく協同して遊びながらも園舎、遊具等を大切にすることや、遊具等の共同交替使用、整理整頓、片付け、清潔、規律、挨拶等の相互生活の躰を次第に身につけるように指導すべき」であるとする。しかしながら、「保育要領」では、「幼児一人一人を即ち個人の側面にのみ重点を置いて考えすぎたため」に、そうした点について十分論及されていないとする³⁰⁾。

さらに小川は、「従来の学科目的色彩の強かった保育項目を否定して、楽しい幼児の経験という副題をもった幼児の保育内容を定めたことについては、賛成である」としている³¹⁾が、「然し幼稚園保育の内容としては、見学・リズム・休息・自由遊びの如き排列法が、果たして正しいかどうか問題と思うし、又そこに使用されている字句の中にも、再検討を要するものがある」³²⁾と指摘する。

このように小川は、「保育要領」における自由主義、個性主義保育に対する疑問を主軸として、幼稚園教育における集団生活の側面と、保育内容の名称や配列法についての批判を行った。小川は、梅根のように教科的な発想から保育内容を捉えはしなかったものの、保育内容12項目の名称や配列については、梅根と同様の疑問を呈している。「保育要領」の保育内容12項目は、当時の代表的な教育学者らにとっても、にわかには同意できないものだったのである。

9. 保育現場における「リズム」の受容

「保育要領」が提示した保育内容について、保育現場一般での受け取りについて十分に検証できる資料にあたることは容易ではない。しかし、「保育要領」刊行当時の保育雑誌記事などからは断片的に当時の保育現場の受け取りを伺うことができる。

「保育要領」編纂委員であった厚生省保育課の副島ハマは、「保育要領」の刊行同年（昭和23年）、「保育要領」のリズム遊びは「随分以前からこれを実際保育の中に取り入れて居られる保育所・幼稚園も数多くおありになる」とした上で、「地方の保育理論の講習会等に出かけますと、保育内容の中で一番分り難いのはリズム遊びであるということをよく聞かされます」と述べている³³⁾。

副島は「リズム」を音楽遊戯の言いかえであると確認した上で、「リズム」の中に「唱歌遊び」「律動遊戯」「リズム遊び」の三種類があるとしており³⁴⁾、「リズム遊び」についてもっとも多く紙幅がとられている。

「唱歌遊び」は「今迄振付遊戯という言葉で、保育所・幼稚園で親しまれて来たもの」だが「出来れば子供の興味から湧き出た子供自身の創造による振付の遊戯がもつととり入れられることが望ましい」とし、それが幼児たちの「自信と向上心の啓発に役立つ」としている³⁵⁾。また「律動遊戯」についても、「幼児体操、小さなダンス、言葉のない曲に動作を振付けたものでこれも幼児達の工夫を入れる余地を作りたいものです」と述べている³⁶⁾。

副島によると「リズム遊び」にも二種類あり、「第一は子供に曲を聞かせるその曲の感じを生供達（原文ママ）に表現させる方法、第二は子供達に一つの思想があって、その思想を音楽遊戯的に表現するために先生が曲を弾いてやる方法であります」とされている³⁷⁾。

第一の方法では、「曲の感じを充分味はせてから、先ず拍手でもってその拍子をとらせたり、曲に合わせて行進させたりして後、子供達の自由表現に移る」などの順序で行い、幼児らは「幼児の生活の周囲のものになぞらえたり、想像の世界から具体的に連想したりして発言する」。例えば軽快な曲を聞いた幼児たちが「蝶々が飛んでいる」と言ったら、「子供達各自の自由表現によつて蝶々を躍らせる」。副島は「講習会の時等は他の先生の真似をしたりして、会場の皆が一様な表現になってしまうことがあります、子供達ですと指導の仕方によつては、随分色々の表現が出来るのであります。（略）決して表現の仕方を先に教えてはなりません」と「保育要領」の個性主義・自由主義の立場に立って強調している³⁸⁾。

しかし、幼児の発想にまかせて、ただ「自由に」というだけでは、簡単で表面的な表現に留まってしまうことが多いのではないだろうか。保育者の側がある程度の動きの例を示したり、型にはまった動きをする幼児がいれば、他の表現をできるように指導しなければならないはずであるが、そのことについての言及はない。小川が批判した理想主義に陥った幼児の捉え方が、副島にも影響したとは言えないだろうか。

副島はさらに、リズム遊びの第二の方法について説明する。例えば前日に山へ落ち葉やどんぐりを拾いに行った園児らの保育を副島は仮定し、保育者と幼児たちの会話から始まるリズム遊びの例を示している。

昨日、自分たちが見た景色、拾ったものについて話し合う中で幼児らが、落ち葉の歌を歌いだし、「先生又お山えいきましようよ」と言ったら「そうね、それでは今先生がピアノをいきますから、皆さん昨日のように御山登りを致しましようよ」と応じ、マーチを弾いて幼児達を歩かせ、一定の場所に来たら「こゝからお山よ。お山に登りましよう」と山登りの曲を弾く。さらに風の曲、落ち葉の曲と続き、山から見た景色、風の感じ、散る落ち葉の動きを幼児らに表現させ、どんぐりを拾って園に帰ってくるというものである³⁹⁾。

この第二の方法は、幼児の想像にあわせる保育者の側の即興性が強く求められるものである。これは幼児らの興味の動きを観察しながら、自由自在にピアノと歌であわせ、幼児らの表現をリードしなければならないので、音楽や身体表現に熟達したベテラン保育者であっても難しい内容だと言わざるを得ない。

副島の講習から現場の保育者が持ち帰り、再現できたのは「唱歌遊び」「律動遊戯」に留まったのではないだろうか。結果として「保育内容の中で一番分り難いのはリズム遊びであるということをよく聞かされます」ということそれ自体を証明することとなっている。

「リズム」からは離れるが、同じく「保育要領」に示された保育内容「劇あそび」について、東京都西桜幼稚園の山村きよは、「保育要領」刊行翌年（1949年）の全国保育連合会新潟大会で研究発表を行っている⁴⁰⁾。

山村によると「劇あそび」のテーマの取り方はおとぎ話、絵本、紙芝居や躰に関するものだけでなく、「幼児達の日常生活からキャッチしたもの」や「幼児達の創作したお話の立体化」等を含んでよく、「どこまでも幼児の心理的な発達段階によって私達が簡単な脚本を造つて与えること」が重要としている⁴¹⁾。これは「保育要領」の児童中心、生活重視の子ども観が「リズム」以外の保育内容にも求められたことを表している。

山村はそれに続けて、次のように述べている。「とにかく遊びの苦心にまけてあちこちとあせつては幼児の心理的な発達段階も無視して造られた内容のものを吟味もせずと与えている場合も見受けられますが、こんな事は保育者として大いに考えるべきだと反省させられて居ります」⁴²⁾。

山村によれば、当時の保育現場では十分な保育内容の吟味を行う余裕が乏しく、「幼児の心理的な発達段階も無視して造られたもの」を幼児に与えることが散見されたのである。「リズム」においても同様の問題があったものと推察される。

文部省は「保育要領」を刊行した昭和23（1948）年の9月には「保育要領改訂委員会」を設置している。そのなかで中心的に議論されたのが「リズム」の概念であった。やがて昭和31（1956）年に「幼稚園教育要領」が刊行され、「リズム」は6領域の一つ、「音楽リズム」にまとめられることになる。

10. まとめ

本研究では「保育要領」の成立過程を追った。「保育要領」に「リズム」が盛り込まれた理由として「遊戯」の刷新という意図があったが、保育現場においては十分に理解が広がらなかったことが伺えた。

「保育要領」刊行当時の経緯について、教育行政史や保育行政史の研究で明らかになった史実を後づけし、当時の保育、教育界での「保育要領」の受け止めについて概観した。

「保育要領」は児童中心主義、自由主義、生活重視、個性重視といった理念をもっていたが、当時の教育、保育学者らにも十分に理解と賛同を得られるものとは言い難いものがあった。小川は「保育要領」が自由主義、個性重視に傾きすぎていることを批判したが、とりわけ「リズム」における「リズム遊び」では、保育者が指導せず、幼児の自由な興味に任せることで多様な表現が実現できるなどの理想主義に傾いた研修が厚生省の官僚である副島によっても行われており、それらも保育現場が旧来の「唱歌遊び」「律動遊戯」に留まったことの一因であると推察された。

なお残された課題として、以下のものがあげられる。第一に、「幼稚園教育要領」の「音楽リズム」概念の成立の経緯を本研究に引き続き、追及することである。第二に、「保育要領」刊行当時において「リズム」の語がどのように使用されていたのか、当時の音楽教育や保育界の議論をもとにその意味するところを掘り下げることである。

注

- 1) 日本保育学会（編）（1968-1975）『日本幼児保育史』（全六巻）フレーベル館
- 2) 岡田正章ら（編）（1980）『戦後保育史』（全二巻）フレーベル館
- 3) 大桃伸一（2008）「保育要領（1948）における保育の方法・技術」『県立新潟女子短期大学研究紀要第45号』県立新潟女子短期大学 pp.95-102
- 4) 大岡ヨト（2009）「戦後教育改革期における幼児教育の政策形成過程に関する一考察—『保育要領』（試案）（1948年）が作成されるまでを中心に」『早稲田教育評論第23巻第1号』早稲田大学教育総合研究所 pp.63-77
- 大岡ヨト（2013）「GHQ及びCIEの戦後日本の保育内容への影響に関する一考察：ヘレン・ヘファナン関与の視点から」『早稲田教育評論第27巻第1号』早稲田大学教育総合研究所 pp.97-106
- 5) 加藤繁美（2016）「保育要領の形成過程に関する研究」『保育学研究第54巻第1号』日本保育学会 pp.6-17
- 6) 石川眞佐江（2013）「幼稚園教育要領における音楽活動の位置付けの歴史的変遷」『静岡大学教育学部研究報告 教科教育学篇第44号』静岡大学 pp.97-109
- 7) 田邊圭子（2014）『幼稚園のための指導書 音楽リズム』（昭和28年）刊行過程の研究（1）-戦後教育改革期における「遊戯」刷新の動きと坂元彦太郎の「リズム」の構想（昭和22年-23年）-』『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要 第7号』北陸学院大学 pp.67-75
- 田邊圭子（2015）『幼稚園のための指導書 音楽リズム』（昭和28年）刊行過程の研究（2）-保育要領改訂委員会資料（昭和24年）と関係者へのインタビュー調査から-』『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学

- 部研究紀要 第8号』北陸学院大学 pp.69-83
- 田邊圭子 (2016) 『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年) 刊行過程の研究 (3) -昭和24年10月以降の刊行経緯から-』『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要 第9号』北陸学院大学 pp.45-58
- 8) 文部科学省 (編) 『学制百年史 資料編』文部省 (1926) 『幼稚園令』
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318021.htm 最終確認: 2019/12/1
- 9) 森川正雄 (1926) 『幼稚園保育題材集並幼稚園令及附属法令』国立国会図書館デジタルコレクション
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/920686/5?tocOpened=1> 最終確認: 2019/12/1
- 10) 大沼寛子 (2009) 「音楽と身体がかかわった教材としての遊戯作品の史的展開 -土川五郎の律動遊戯にみる成果と問題点」『音楽教育実践ジャーナル』第6巻第2号 p.97
- 11) 文部科学省 (編) 『学制百年史』「第二節 初等教育 三 幼稚園令の制定」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317655.htm 最終確認: 2019/12/1
- 12) 土川五郎 (1938) 「幼児の遊戯」霜田静志 (編) 『幼児教育全集 第七巻』刀江書院
- 13) 森上史郎 「保育の歴史に何を学ぶか」森上史郎ら (編) 『最新保育講座①保育原理 [第三版]』p.130
 なお、軍国主義による保育内容、保育方法への影響については前掲、日本保育学会編 (1974) 『日本幼児保育史第5巻』を参照。
- 14) 文部科学省 (編) 『学制百年史 資料編』文部省 (1947) 『学校教育法』
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317990.htm 最終確認: 2019/12/1
- 15) 加藤 (2016) によると「官吏として海卓子 (教育研修所)」が加わり、ヘファナンを含めて20名の委員会としている。前掲、加藤 (2016) p.15
- 16) 文部省 (編) (1948) 『保育要領 -幼児教育の手びき-』学習指導要領データベース
<https://www.nier.go.jp/guideline/s22k/index.htm> 最終確認: 2019/9/1 以下同所より引用
- 17) なお「リズム」の語は、「保育要領」制定前年の昭和22 (1947) 年に、「幼児教育内容調査委員会」が設置された際、その「試案」の『IV、幼児にとって希望すべき経験』において初めて登場する概念である。
- 18) 坂元彦太郎 (1960) 『音楽リズム』の成り立ちについて』『幼児の教育第59巻第6号』p.3
- 19) 同上
- 20) 佐野和彦 (1985) 『小林宗作抄伝』話の特集 pp.172-180
 なお小林による昭和10年版が存在する。小林宗作 (1935) 「総合リズム教育概論」岡田正章 (監) (1978) 『大正・昭和保育文献集第四巻実践篇1』日本らいぶらり pp.121-198
- 21) 「内面的な律動をからだの動きに具体化するという点では、英語のリズミック、ドイツ語のリトミックあたりが適当ではないか、と思ったが、これは、すでに、昭和のはじめに日本の教育界に輸入された一派の体育運動に名告けられてしまっているのである」(前掲、坂元 (1960) p.4
- 22) 同上書 p.4
- 23) 坂元彦太郎 (1980) 「幼稚園教育要領の作成」前掲 岡田正章ら (編) 『戦後保育史 第1巻』p109.
- 24) 梅根悟 (1950) 「幼稚園のカリキュラム」東京教育大学教育学研究室 (編) 『教育大学講座9 幼稚園教育』pp.129-130
- 25) 同上書 p.140
- 26) 山下俊郎 (1952) 「保育カリキュラムの構成」『幼稚園教育講座 第5巻』pp.3-25

- 27) 小川正通 (1949) 『保育要領』批判 日本幼稚園協会 (編) 『幼児の教育』 第48巻第2・3号 p.32
- 28) 同上書 p.33
- 29) 同上書 p.34
- 30) 同上書 pp.34-35
- 31) 同上書 p.35
- 32) 同上
- 33) 副島ハマ (1948) 「リズム遊び」日本幼稚園協会 (編) 『幼児の教育』 第47巻第8号 pp.10-14
- 34) 副島は「保育要領」とは違う分類を示している。ここから推測できることとして、当時の保育現場では「律動遊戯」が浸透しており、副島が現場の実情に合わせた、ということがあげられる。
- 35) 前掲、副島 (1948) p.11
- 36) 同上書 pp.11-12
- 37) 同上書 pp.12
- 38) 同上
- 39) 同上書 pp.12-14
- 40) 山村きよ (1950) 「保育要領に示された『劇あそび』の実際について」日本幼稚園協会 (編) 『幼児の教育』 第49巻第1号 pp.20-22
- 41) 同上書 p.20
- 42) 同上

謝辞

本研究を進めるにあたり、武庫川女子大学大学院の西本望教授、浜松学院大学研究会の皆様から示唆を頂きました。厚く御礼を申し上げ、謝意を表します。